

北広島町まちづくり基本条例

概要版

前文

北広島町は、源流域の自然（源流・川、動植物、地形等）と田園文化（歴史、郷土芸能、教育、まちづくり活動等）に代表される資源があり、さらに、中国地方の中央に位置し、東西（近畿・九州）、南北（山陽・山陰）の高速交通体系の結節点としての重要な役割を担いながら発展してきた。

わたしたちは、新しい時代の流れを見据える時、人権を尊重し、心豊かな人づくりを行いながら、地域の資源を生かして、暮らしの安心と美しい自然を守っていきける、住み良い北広島町を創ることを決意した。

新しい北広島町を創り上げるためには、住民と町が支え合う官民協働と自分たちの地域は自分たちで治めていくとする住民自治の発展が必要である。

ここに、北広島町は、住民と町の権利や責務を明らかにし、人づくり・協働のまちづくりを進めていくため、まちづくり基本条例を制定する。

平成29年11月

北広島町

第1章 総則（第1条～第4条）

まちづくりにかかる基本的な考え方について規定しています。

- 住民が主体の自治とまちづくりの実現を目的としています。（第1条）
- 住民とは、町内に在住、在勤、在学、活動する個人又は団体で、町とは、町議会と町長及び町の執行機関としています。（第2条）
- まちづくりについて「情報の共有」「参加機会の確保」「住民と町の協働」などを基本原則としています。（第3条）

第2章 情報の共有（第5条～第10条）

まちづくりにかかる情報共有について規定しています。

- 住民は町の持っている情報を取得する権利を持ち（第6条）、町は町政の意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない（第7条）としています。
- また、町における情報の適正管理（第9条）と個人情報の保護（第10条）についても規定しています。

第3章 住民参加（第11条～第19条）

まちづくりへの住民参加の権利と役割及び原則について規定しています。

- 住民は平等にまちづくりに参加する権利を有し（第11条）、総合的立場に立って積極的に参加するもの（第12条）としています。
- 町は住民参加の推進に努め（第14条）、住民参加のもとで重要な計画の策定・見直し（第15条、第16条）及び重要な条例の制定・改廃（第18条）をするよう努めなければなりません。
- また、住民投票の制度（第19条）について規定しています。

第4章 住民自治のしくみ（第20条～第24条）

住民自治に関する住民と地域自治組織の役割について規定しています。

- 住民は地域の発展のため、意思決定に参加し行動するよう努め（第20条、第21条）、町はこれを尊重し支援（第22条）しなければなりません。
- 地域自治組織はその地域住民で構成され、地域社会への貢献を目的としている組織で（第23条）、協働の推進に努め、住民に身近な町の施策などを町長に提案できる（第24条）こととしています。

第5章 町議会の役割と責務（第25条～第26条）

町議会の役割と責務について規定しています。

- 町議会は町の重要な政策や条例の制定・改廃、予算、決算の認定などを議決する権限と町政運営を監視する権限を持っています。（第25条）
- 町議会は長期的展望をもって意思決定を行い、「北広島町議会基本条例」に基づき活動しなければなりません。（第26条）

第6章 町の執行機関の役割と責務（第27条～第41条）

第1節 町の執行機関の責務について規定しています。

- 町の執行機関は、住民との協働に努め、住民の行うまちづくり活動を支援するよう努めなければなりません。（第27条）
- 町の執行機関は、事務の内容・効果を住民に分かりやすく説明しなければなりません。（第29条）
- 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして職務を執行し、住民本位の立場に立って職務遂行に努めなければなりません。（第30条）
- 町の執行機関は、住民の安全を確保し、緊急時の危機管理体制の確立に努めなければなりません。（第31条）

第2節 町の執行機関の事務の遂行について規定しています。

- 町の執行機関は、住民の要望に対して柔軟で迅速に対応するため、分かりやすい組織体制整備に努めなければなりません。（第32条）
- 町の執行機関は、多様化する住民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できる知識や能力を持った職員の人材確保と育成に努めなければなりません。（第34条）
- 町の執行機関は、住民から苦情、要望及び意見などがあつたときは、速やかに調査し誠実に答えるよう努めなければなりません。（第35条）

第3節 町の財務について規定しています。

- 町長は、予算の編成と執行にあたっては、最少の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければなりません。（第36条）
- 町長は、予算の編成や執行、財産の状況など財政に関する情報をわかりやすく公表しなければなりません。（第38条～第40条）

第4節 町政運営全般の評価について規定しています。

- 町は、施策や財政などの評価を実施し、住民に分かりやすく公表して政策や事務執行に反映しなければなりません。（第41条）

第7章 自治体連携等（第42条～第44条）

地域間交流及び自治体連携について規定しています。

○町は、地域間の交流・連携及び近隣自治体との連携を積極的に進め、北広島町の発展を図らなければなりません。（第42条～第44条）

第8章 条例の見直し（第45条）

条例の見直しについて規定しています。

○社会情勢等が変化し、この条例を見直す必要がある場合は、住民意見を聴いて見直しをしなければなりません。（第45条）